

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日又は祭日のときは、その翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第四十三条の表中

鳥取県立身体障害者更生指導所

気高郡鹿野町

を

鳥取県立身体障害者更生指導所

気高郡鹿野町

に改める。

第四十四条を次のように改める。

(分掌事務)

第四十四条 身体障害者更生指導所は、補装具製作施設を附置し、肢体不自由者の更生に必要な治療及び訓練並びに補装具の製作及び修理に関する事務を分掌する。

2 重度身体障害者更生指導所は、重度の肢体不自由者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務を分掌する。

第四十五条中「肢体不自由者更生施設」を「身体障害者更生指導所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県規則第四十六

号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項を次のように改める。

3 職員が次の各号に定める等級号給以上の号給又は給料月額を受けるに至つた場合において、その昇給期間を経過したときは、それぞれ一等級以上の職務の等級に昇格させることができる。

一 一等級二十一号給(車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務にある者に限る。)

二 二等級二十四号給

三 三等級二十三号給

第五条第一項中第二十号を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十六号を削り、第十五号を第二十号とし、第十四号の次に次の五号を加える。

十五 狂犬病予防等業務

十六 高所作業

十七 坑内作業

十八 ダム管理業務

十九 道路上作業

第五条第二項中「第十四号」を「第十九号」に改め、同条第三項中「第十五号」を「第二十号」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第十七号」を「第二十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第十九号」を「第二十二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「二百円」を「二百五十円」に、「百六十円」を「二百円」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第二十号」を「第二十三

号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とする。

別表第一の表中

56,400	47,900
61,600	50,100
64,100	52,300
66,600	54,500
69,100	56,400
71,500	61,600

を

59,000	47,900
61,600	50,100
64,100	52,300
66,600	54,500
69,100	59,000
74,800	61,600

に改める。

別表第一の二の表中

保健所	検査助手のうち結核菌その他の病原
衛生研究所	職員の

二を

保健所	検査助手のうち結核菌その他の病原
衛生研究所	検査助手

に

改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十七年

四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

### 人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

へき地学校

所在地	学校名	級別
八頭郡智頭町大字市瀬一九四一番地	智頭小学校板井原分校	三級
東伯郡三朝町大字中津六四一番地	東小学校中津分校	三級
東伯郡三朝町大字福山二七九番地	南小学校福山分校	三級

東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	三級
東伯郡関金町大字野添三七一番地	山守小学校野添分校	三級
八頭郡家町大字明辺五二一番地	上私都小学校明辺分校	二級
八頭郡家町大字姫路二一八番地	上私都小学校姫路分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字屋敷一三六四内第一番地	用瀬小学校板井原分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字谷口二〇三二番地	用瀬小学校杉森分校	二級
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代分校	二級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋分校	二級
西伯郡大山町豊房二〇五二番地	大山小学校香取分校	二級
西伯郡名和町大字加茂一八〇三ノ五番地	名和小学校神田分校	二級
西伯郡名和町大字東坪二四三六ノ二六番地	光徳小学校陣溝分校	二級
日野郡日南町印賀一五一六番地	大宮小学校	二級
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢分校	二級
日野郡日南町阿毘縁一二四八番地	阿毘縁小学校	二級
日野郡日南町佐木谷六二七ノ四番地	山上小学校佐木谷分校	二級
日野郡日南町上萩山一二二ノ一番地	多里小学校上萩山分校	二級



日野郡江府町大字御机四七〇番地	米沢小学校御机分校	一級
日野郡江府町大字下蚊屋一三四番地	米沢小学校下蚊屋分校	一級
日野郡江府町大字大河原三四三番地	江尾小学校大河原分校	一級
日野郡溝口町福岡二〇八六番地	二部小学校福岡分校	一級
日野郡溝口町大倉九八七番地	溝口小学校大倉分校	一級
日野郡溝口町添谷三八一番地	溝口小学校添谷分校	一級

別表第二

準へき地学校

所 在 地	学 校 名
岩美郡国府町大字栃本四六三ノ四番地	大茅小学校
八頭郡智頭町大字福原一九番地	山郷小学校

別表第三

特別地域学校

所 在 地	学 校 名
八頭郡智頭町大字新見三八二番地	富沢小学校
東伯郡三朝町大字穴鴨一六六番地の二	南小学校
日野郡溝口町大字大滝一四五番地	日光小学校

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の十三の見出しを「(狂犬病予防等業務従事職員の手当)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「人事委員会規則で定める」の下に「狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号。以下この項において「法」という。)の規定に基づく」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 法第五条第一項又は第十三条の規定に基づく狂犬病の予防注射  
 第九条の十三第二項中「狂犬病予防」を「狂犬病予防等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十九条第一項の人事委員会規則で定める鳥取県飼犬管理条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第八号。以下この項において「飼犬

00794

条例」という。)の規定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 飼い犬条例第九条第二項の規定に基づく犬の捕獲
  - 二 飼い犬条例第九条第六項の規定に基づく犬の殺処分
- 第九条の二十六を第九条の二十七とし、第九条の二十四及び第九条の二十五を一条ずつ繰り下げ、第九条の二十三の次に次の一条を加える。

(用地取得等折衝業務従事職員の手当)

第九条の二十四 条例第四十六条第一項の人事委員会規則で定める折衝業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号。以下この条において「法」という。)第七十七条の規定に基づく建築物等の移転又は除却のための折衝業務
  - 二 法第七十八条の規定に基づく建築物等の移転又は除却に伴う損失補償のための折衝業務
  - 三 法第七十九条の規定に基づく土地の使用のための折衝業務
  - 四 法第九十八条の規定に基づく仮換地の指定のための折衝業務
  - 五 法第一百一条の規定に基づく仮換地の指定等に伴う損失補償のための折衝業務
  - 六 法第一百三十三条から第百六条までの規定に基づく権利関係の調整のための折衝業務
- 第九条の二十七の次に次の一条を加える。

(道路上作業従事職員の手当)

第九条の二十八 条例第五十一条第一項の人事委員会規則で定める作業は、道路において行なう作業で次の各号に掲げるものとする。

- 一 舗装の打換、カバリング、パッチング又は路面の整正の作業
- 二 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業
- 2 道路上作業従事職員の手当は、条例第五十一条第一項に定める作業に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、同条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条の二十八の規定は、昭和四十七年四月一日から、改正後の第九条の十三及び第九条の二十四の規定は、昭和四十七年七月一日から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】